

社会福祉法人等による利用者負担減免制度について（概要）

1. 対象者

市町村民税非課税で、次の要件を全て満たす方のうち、その方の収入や世帯状況、利用者負担等を総合的に考えて、保険者（市町村等）が認めた方。

- （ア）年間収入が単身世帯で１５０万円、世帯員が一人増えるごとに５０万円を加算した額以下であること。
- （イ）預貯金等の額が単身世帯で３５０万円以下、世帯員が一人増えるごとに１００万円を加算した額以下であること。
- （ウ）日常生活に供する資産以外に活用できる資産がないこと。
- （エ）負担能力のある親族等に扶養されていないこと。
- （オ）介護保険料を滞納していないこと。

2. 申請方法

介護保険の保険者（市町村等）に申請し、保険者（市町村等）の審査後に「軽減確認証」が発行されますので、同確認証をご提出ください。

- ※ 毎年申請が必要となります
- ※ 審査の結果、対象外となることも考えられます。

3. 軽減対象となる費用

- （ア）介護費負担（１割負担）
- （イ）食費
- （ウ）居住費

4. 軽減割合

原則 １／４（老齢福祉年金受給者は １／２）

- ※ 保険者（市町村等）の審査により、軽減内容は個別に決定されます。
- ※ 生活保護受給者は居住費（従来型個室、ユニット型準個室、ユニット型個室に限る。）を全額軽減。なお、生活保護受給者の１割負担分・食費は生活保護より給付される。（多床室の場合、居住費は特定入所者介護サービス費により支給されるので社福軽減事業の対象外）

作成日：２０２３年３月８日

作成者：特別養護老人ホームつくも苑

（福岡県ならびに福岡県介護保険広域連合のホームページを参考に作成）